

令和7年2月 名古屋港審議会専門部会会議録

- 1 開催日時 令和7年2月4日(火) 午前10時26分～午前11時00分
- 2 開催場所 アイリス愛知2階 コスモスの間
- 3 出席者氏名 (50音順、敬称略)
 - 部会長 秀島栄三 (名古屋工業大学大学院工学研究科教授)
 - 委員 池原修 (名古屋海運協会会長)
 - 坂田憲治 (名古屋港管理組合議会議長)
 - 杉本恒 (全日本港湾労働組合東海地方名古屋支部執行委員長)
 - 富田英治 (国際臨海開発研究センター調査役)
 - 藤森利雄 (名古屋港運協会会長)
 - 武藤正春 (東海倉庫協会副会長)
 - 臨時委員 岡田英雄 (中部運輸局交通政策部長)
 - 坂本敏彦 (名古屋市住宅都市局担当局長 (まちづくり推進))
 - 相馬洋 (名古屋海上保安部次長)
 - 辻誠治 (中部地方整備局名古屋港湾事務所長)

(委任状提出)

 - 九鬼令和 (愛知県都市・交通局長)
 - 橋本ひろき (名古屋港管理組合議会副議長)

(欠席)

 - 伊藤大 (名古屋市住宅都市局長)
 - 佐藤寿延 (中部地方整備局長)
 - 千田亨 (名古屋港長)
 - 中村広樹 (中部運輸局長)

(名古屋港管理組合出席者)

専任副管理者	鎌田裕司
企画調整室長	桑山幹根
総務部長	小島陽一
港営部長	米津仁集

建設部長	松 島 和 宣
企画調整室総合調整担当理事	宮 田 亮
企画調整室次長	高 下 秀 一
企画調整室政策推進担当参事	加 藤 正 宏
企画調整室企画調整担当参事	山 田 洋 二
総務部県市政策調整担当参事	奥 谷 伸 幸

令和7年2月 名古屋港審議会専門部会会議録

開催日時：令和7年2月4日（火）

午前10時26分～午前11時00分

開催場所：アイリス愛知 2階 コスモス

会 議

[開会の辞]

○事務局・宮澤調整担当課長 定刻前ではございますが、皆さまお集まりのようです
で、ただいまから名古屋港審議会専門部会を開催させていただきます。

私は本審議会の事務局を務めております、名古屋港管理組合企画調整室調整担当
課長の宮澤でございます。よろしくお願いいたします。

本来であればご出席の委員皆さま方を紹介させていただくのが本意ではございま
すが、お時間の都合もございますので、お手元に配付させていただきました名簿お
よび席次をもちましてご紹介に代えさせていただきます。

なお、審議が開始されるまでの間写真撮影を許可しておりますので、ご了承ください
さい。

また、ご発言の際には恐れ入りますがお名前を名乗っていただき、その後にご発
言をお願いいたします。

当専門部会の会議進行につきましては、名古屋港審議会条例の定めによりまして、
部会長が務めることとなっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは早速ではございますが、部会長からのごあいさつをもちまして会議に入
らせていただきます。

部会長、よろしくお願いいたします。

[部会長あいさつ]

○秀島部会長 部会長を務めさせていただきます、名古屋工業大学の秀島と申します。

よろしくお願いいたします。

ただいまから名古屋港審議会専門部会を開会いたします。

本日ここに名古屋港審議会専門部会を招集させていただきましたところ、委員の

皆さま方におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご参集いただきまして厚く御礼申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、「名古屋港港湾計画の軽易な変更について」および「港湾環境整備負担金対象工事の指定について」でございます。

よろしくご審議の上、適切にご議決を賜りますようお願い申し上げます。

これをもちまして開会のごあいさつとさせていただきます。

着座にて失礼します。

それでは会議を進めてまいります。

初めに、専任副管理者からごあいさつをお願いいたします。

[専任副管理者あいさつ]

○鎌田専任副管理者 おはようございます。専任副管理者の鎌田でございます。

委員の皆さま方には、日頃より名古屋港の発展のため、そして港湾行政の推進につきましてご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて令和6年の名古屋港の港勢でございますが、総取扱貨物量は推計値で23年連続して日本一となる見込みでございます。また、先月名古屋税関から発表されました貿易統計速報におきましては、輸出から輸入を差し引いた差引額が8兆円を大きく超えておりまして、日本の輸出をリードしているわけでございます。

これらは港に関わります多くの関係の皆さま方のご尽力の賜物であり、深く感謝申し上げます。

こうした中、船舶の大型化など港湾を取り巻く環境は大きく変化しており、物流機能の強化を図ることはもちろんのこと、気候変動や労働環境の変化への対応など、喫緊の社会的課題に対しましてもGX、DXの視点も踏まえまして、本組合としても具体的な取り組みを始めているところでございます。

さらに防災対策といたしましては、ハード・ソフト対策両面において、安心・安全を支える港づくりの取り組みを進めるとともに、良好な港湾環境の形成に向けた環境施策の取り組みにつきましても着実に進めております。

委員の皆さま方におかれましては、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日諮問させていただきますのは「名古屋港港湾計画の軽易な変更について」および「港湾環境整備負担金対象工事の指定について」でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○秀島部会長 ありがとうございます。

[委員出席状況報告]

○秀島部会長 それでは審議に入ります前に、事務局から本日の出席状況について報告願います。

○事務局・宮澤調整担当課長 それではご報告いたします。

本日は臨時委員といたしまして、中部地方整備局仕様、中部運輸局岡田様、名古屋市坂本様、名古屋海上保安部相馬様にご出席いただいておりますので、ご報告させていただきます。

また、臨時委員を含めた委員総数 17 名のうち、ご出席いただいております委員は 11 名、委任状をご提出いただきました委員が 2 名、合計 13 名でございます。

したがいまして、名古屋港審議会条例第 7 条第 2 項に定めております会議の開催に必要な委員総数の過半数を満たしております。

以上、ご報告申し上げます。

○秀島部会長 ただいまの報告のとおりでございます。

[会議録署名者の指名]

○秀島部会長 続きますして本日の会議録署名者でございますが、池原委員と武藤委員の 2 名を指名させていただきますので、よろしくお願いたします。

[審議]

○秀島部会長 それでは審議に入ります。

名古屋港港湾計画の軽易な変更について説明をお願いいたします。

○桑山企画調整室長 おはようございます。名古屋港管理組合企画調整室長の桑山と申します。

それでは、名古屋港港湾計画の軽易な変更についてご説明させていただきます。

お手元には白い冊子が 2 冊、それからカラー刷りの A4 縦の冊子がございますが、この A4 縦のカラー刷りの資料をもちまして、港湾計画の変更の内容をご説明させていただきます。

よろしくお願いたします。

以降、着座にて失礼します。

2 ページをご覧ください。

港湾計画の変更箇所をお示ししております。

今回の計画変更箇所は、図中の赤丸でお示ししております内港地区（昭和ふ頭）の 1 カ所でございます。昭和ふ頭におきましては公共埠頭計画の変更、土地造成および土地利用計画の変更を行います。

3 ページをご覧ください。

初めに港湾計画の変更の背景です。

昭和ふ頭 40・41 号岸壁は、主に化学薬品などを扱っております。2 バースで年間約 500 隻が着岸する利用頻度の極めて高い岸壁であります。一方、当該岸壁は昭和 10 年に完成。供用開始から約 90 年が経過し、老朽化が著しく進行しております。早急な老朽化対策が必要となっております。

4 ページをご覧ください。

図面にお示ししておりますのは、40・41 号岸壁の標準断面図でございます。黒い線でお示ししているのが既設の岸壁の断面であり、図面左側が海となります。

老朽化した 40・41 号岸壁の対策工法について検討いたしましたところ、既設岸壁の前に新たに岸壁を整備する案が有効であるとの結果となりまして、赤線で示した断面のとおり、既設岸壁の端から約 3m 海側に新たな岸壁を整備し、既設岸壁と新設の岸壁の間を埋め立てるため、公共埠頭計画と土地造成および土地利用計画の変更を行うものでございます。

5 ページをご覧ください。

港湾計画の変更内容についてご説明いたします。

こちらは、内港地区の港湾計画図でございます。左側に変更前の既定計画、右側に変更後の今回計画を示しております。

左側の既定計画図、昭和ふ頭の南側にて黒い太線で示しております水深 7.3m、延長 240m の公共岸壁が 40・41 号岸壁でございます。こちらの岸壁の前に新たな岸壁を整備し埋め立てをすることにより、埠頭用地が 0.1ha 増加いたしますので、既定計画である埠頭用地面積 1.1ha を 1.2ha に変更するものです。

右側には変更後として今回計画の図面にお示ししておりますが、赤色の太線にて公共岸壁の既定計画の変更、また赤色の着色にて埠頭用地の面積の変更をお示しし

ております。

岸壁に関しまして、改良に伴う水深や延長などの能力の変更はございません。

以上が公共埠頭計画の変更内容でございます。

6ページをご覧ください。

続きまして土地造成および土地利用計画の変更についてのご説明です。

今回の港湾計画の変更におきましては、内港地区の土地造成計画といたしまして新たに 0.1ha が計画されます。また、内港地区の土地利用計画としては埠頭用地の面積が 0.1ha 増加するものでございます。

続きまして7ページをご覧ください。

こちらではこれまでご説明いたしました計画の変更による環境への影響と評価についてご説明いたします。

今回の計画は既存の岸壁の前に新たに岸壁を整備し、その間を埋め立てるものであり、環境要素といたしましては大気、水、土壌や、動植物・生態系、景観などが挙げられますが、岸壁の利用形態が変わるものではございません。環境評価の対象となる岸壁前面の水域に比べ埋立区域の面積は極めて小さいため、潮流への影響も軽微であると考えられることから、港湾環境への影響の程度は小さいと考えられます。そのため今回計画の変更に伴う負荷の変化は小さいと予測されますことから、今回計画が周辺的环境に与える影響は小さいものとしてまとめております。

それではこれまで説明してきた内容につきまして、白い冊子の該当箇所について説明させていただきますので、計画書の方を恐れ入りますがご覧ください。

まずは「計画書(案)」の表紙をめくっていただき、さらに平成 27 年港湾計画改訂以降の経緯、目次をはねていただきまして 1 ページ目に変更理由を記載しております。続きまして 2 ページには公共埠頭計画を記載しております。3 ページには土地造成および土地利用計画を記載しております。4 ページには計画変更箇所の位置図を記載しております。最後の 5 ページには港湾計画図を記載しております。

次に、同じくもう 1 冊の「計画資料(案)」をご覧ください。

表紙と目次をはねていただきまして、1 ページ目に変更理由を記載させていただいております。続きまして 2 ページには港湾施設の規模、配置に関する資料を記載しております。3 ページから 4 ページには土地造成および土地利用に関する資料を記載しております。5 ページにつきましては新旧法線対照図を記載させていただいております。

ます。6 ページには環境の保全に関する資料を記載させていただいております。7 ページには、最後に名古屋港審議会専門部会の名簿を記載させていただいております。

恐れ入りますがもう一度カラーの資料、8 ページをご覧ください。

今後のスケジュールについてでございます。

本件につきましては、本日の専門部会にて答申をいただきました後、2月の名古屋港管理組合公報におきまして今回計画の概要を公告し、その後、国土交通大臣へ計画書等を送付する予定でございます。

以上をもちまして名古屋港港湾計画の軽易な変更に関する説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○秀島部会長 ありがとうございます。

ただいま説明のありました本件につきましてご質問またはご意見がございましたらどうぞご発言ください。

どうぞ。

○富田委員 富田でございます。

2点ほどご質問させていただきたいんですが。

第1点は、単純な確認です。

先ほどご説明いただいた断面図を見ますと、補修後の新しい断面のほうの鋼矢板の根入れ長が随分長く、現状よりなっているわけですが、これはどう理解したらいいのかなということなんですけど。

ここを利用する船舶の大型化というのは、今のところあまりそういう傾向は見られないので、計画上は水深は7.3mのままになっているわけですね。ただども将来大型化することもあるかもしれないので、構造的にはもう少し将来の大型化に耐えられるように少し余裕を持った構造にしておくというような趣旨なのかどうかという確認です。これが1点目。

それから2点目は今回昭和ふ頭のケースでされているわけですが、多分、名古屋港大きな港ですから、こういう老朽化している施設というのは他にもいろいろあるだろうと、こういうふうに思うんですね。

この老朽化した施設を補修する場合に、改修する場合に、いろんなやり方がケースがあると思うんですが、一つはもう用途変更しちゃって他の用途に転換するというようなやり方もありますし、あるいは補修を機に先ほどちょっと申し上げたよう

に水深を深くしたり耐震化したりという、より機能を向上させるというんですかね、そういうふうに対応するケースもあるだろうと思うんです。

ですからこれから先を考えたときに名古屋港の中でそういったことを全体として、ちょっと答えにくい質問かもしれないけど、どんなふうに今考えておられるのかというのがもしお聞かせいただければお願いしたいと思います。

以上2点よろしく申し上げます。

○秀島部会長　それでは事務局からご回答をお願いいたします。

○松島建設部長　名古屋港管理組合建設部長の松島です。

1点目のご質問ですけれども新しい新設岸壁の矢板の長さが長いということで、断面が大きくなっているという話ですけれども、こちらのほうは水深等スペックの変更を考えているということではなく、現行のとおり設計をするんですけれども、なぜ違うかというのは基準です。設計基準が変わっていきまして、当時の基準よりも今はいろいろ地震を考慮するとか、そういった基準が変わっていますので、今の基準で新しい同じスペックでも新しい断面を検討しますと、こういうふうに大きくなるということでございます。以上です。

○桑山企画調整室長　企画調整室長の桑山です。

もう1点目のこういった老朽化対策というものでどのような方向性かということですが、今後昭和45年頃とかに造った施設も多くございますので、ますますこういった問題は増えてくると思っております。

ご指摘のとおり港湾機能の拡充という側面もやっていかなくちゃいけないということではありますし、あるいは今の港湾の状況に応じてどんな使い方ができるのかということも、その辺に関する見直しも必要というふうなことも出てくると思っております。

老朽化した施設や利用頻度の低い施設というのをどうしていくのかということで、廃止等含めて、あるいは元のスペックとまではいかないけれども他の利用、例えば休憩バースとか待機バースとか、そういった使い方もあろうかと思っておりますので、そういったことを視野に入れて港湾機能の集約・拠点化の再編を今後検討してまいりたいと思っております。

近々、今現在長期構想にも取り組んでおり、その先には計画の改訂ということもございまして、そういったところで反映していければと考えております。

また、これには大変な財源、予算も伴うものですから、それも限られた予算の中でどのような使われ方、使い方が良いのかということも必要だと思っておりますので、そういった観点からも検討を続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

○秀島部会長　よろしいでしょうか。

○富田委員　ありがとうございました。

○秀島部会長　ほかございますでしょうか。

特にないようでしたら、本件につきまして管理者の諮問案を適当と認めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは続きまして、港湾環境整備負担金対象工事の指定について説明をお願いいたします。

○米津港営部長　おはようございます。名古屋港管理組合港営部長の米津でございます。

私からは港湾環境整備負担金対象工事の指定につきましてご説明させていただきます。

失礼しまして着座にて説明させていただきます。

お手元には白い冊子の「港湾環境整備負担金対象工事の指定について（案）」とカラー刷りの説明資料をお配りさせてもらっております。

まずカラー刷りの説明資料につきまして、負担金制度の概要などを取りまとめておりますのでこれに沿って説明させていただきます。

よろしいでしょうか。

1 ページ目でございます。

初めに港湾環境整備負担金制度の概要についてご説明いたします。

2 ページをご覧ください。

まず制度の趣旨についてでございます。

港湾は流通や生産の場として多様な活動が行われています。そのため他の地域と比較して事業活動の集積が著しく、環境問題も発生しやすいことから、環境の整備・保全が特に必要な状況でございます。

こうした中、港湾管理者は港湾全体の立場から環境保全のための事業を行ってお

り、その事業の効果は港湾で事業活動を営んでいる事業者にも及びます。

そこで港湾で事業活動を営む事業者の方々にも、港湾の環境整備、保全の費用の一部負担を求めることができると港湾法において定められております。これを受けて名古屋港でも名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例に基づき、負担対象工事を指定し負担金の徴収を行っております。

3 ページをご覧ください。

港湾環境整備負担金の対象となる工事は名古屋港における全ての工事が対象となるのではなく、制度の趣旨に適合するものに限定されております。現在では港湾管理者が施工する 3 種類の工事がこれに当たります。具体的には緑地等の港湾環境整備施設の建設または改良の工事、除草等の港湾環境整備施設の維持の工事および港湾における漂流物の除去等の工事でございます。このうち港湾管理者が指定し、告示したものが負担金の対象工事となります。

4 ページをご覧ください。負担区域についてでございます。

負担対象工事の種類により対象となる区域が異なります。負担区域は都市計画法および港湾法に基づき定められ、港湾の陸域である臨港地区、水域である港湾区域が対象となっております。

港湾環境整備施設の建設・改良の工事と維持工事については臨港地区のみとなっております。港湾における漂流物の除去等の工事については、臨港地区と港湾区域を合わせた区域が負担区域となります。

5 ページをご覧ください。次に負担対象となる事業者についてです。

毎年度末の 3 月 31 日の時点で負担区域内にある、工場または事業場の水面を含む敷地面積の合計が 1 万平方メートル以上の事業者の方が負担対象事業者となります。なお、負担対象事業者は原則として工場・事業場の土地所有者ではなく、現に事業を営んでいる事業者の方となります。

6 ページをご覧ください。

負担金の計算は、まず負担対象工事費に負担割合を乗じます。負担割合とは負担対象工事に要した費用のうち、事業者の方々にご負担いただく割合のことです。負担対象工事費の 2 分の 1 を基本として、工事の規模や港湾環境との関係性等を考慮しまして、負担対象工事ごとに港湾管理者が定めております。そして負担区域全体の工場・事業場敷地面積等を分母に、各事業場の敷地面積等を分子として

乗じて算出いたします。

7 ページをご覧ください。

負担金の徴収手続きの流れをご説明いたします。

負担対象工事の完了後、事業者からの敷地面積の届出により事業場面積の集計や負担対象工事の選定を行い、既に名古屋港臨港地区内企業連絡懇話会にてブロック別代表事業者の皆さま方へ説明させていただいております。その後、港湾法に基づき名古屋港審議会の意見聴取を行った後、負担対象工事の指定の告示、負担対象事業者の方への負担金額の確定通知を経て、事業者の方々に負担金の納付を行っていただいております。

以上が、港湾環境整備負担金制度の大きな説明となります。

8 ページをご覧ください。

それでは本年度の負担対象工事の指定（案）につきましてご説明させていただきます。

9 ページをご覧ください。

まず三つある負担対象工事の一つでございます、港湾環境整備施設の建設または改良の工事です。

当該工事について本年度は中川運河（堀止）緑地整備工事、ガーデンふ頭西側護岸遊歩道等安全柵改修工事、中川口緑地東屋建替工事、新宝緑地園路改修工事の 4 件を対象としております。

10 ページをご覧ください。

中川運河（堀止）緑地整備工事は、当該箇所におきまして芝生や植栽の整備、通路の舗装や護岸際の転落防止柵の設置等を行ったものでございます。

11 ページをご覧ください。

ガーデンふ頭西側護岸遊歩道等安全柵改修工事は、ガーデンふ頭の西側護岸遊歩道におきまして利用者の安全を確保するため、既存のポールとチェーンを撤去し、より安全性の高い柵に改修したものでございます。

12 ページをご覧ください。

中川口緑地東屋建替工事は中川口緑地におきまして東屋 2 棟の支柱の腐食が確認されたため、撤去し新たに 2 棟を建て替えたものでございます。

13 ページをご覧ください。

新宝緑地園路改修工事は当該箇所にある木製の園路が経年劣化により腐食し、利用時にけがを負わせる危険があるため、木製の園路を撤去しアスファルト舗装に切り替えたものでございます。

14 ページをお開きください。

これらの工事に要した費用でございますが、中川運河(堀止)緑地整備工事が2,874万6,000円、ガーデンふ頭西側護岸遊歩道等安全柵改修工事が3,398万2,000円、中川口緑地東屋建替工事が1,702万8,000円、新宝緑地園路改修工事が1,417万6,000円、合わせて9,393万2,000円となっております。

負担対象工事に要した費用のうち、事業者の方々にご負担いただく負担割合は、原則2分の1でございますが、それぞれ緑地の性質を考慮し中川運河(堀止)緑地整備工事は、都市機能と連携し広域からの一般市民の利用が多く見込まれる緑地に係る工事のため16分の1、そしてガーデンふ頭西側護岸遊歩道等安全柵改修工事および中川口緑地東屋建替工事は、港湾立地企業と周辺住民の受益を対象とした緑地に係る工事のため4分の1、新宝緑地園路改修工事は主に港湾立地企業の受益を対象とした緑地に係る工事のため2分の1としてございます。

15 ページをご覧ください。

続きまして二つ目の港湾環境整備施設の維持の工事でございます。

この工事では名古屋港内の既に整備をしました臨港緑地や緩衝緑地において除草、清掃、附属施設の修繕等を行ってございます。

16 ページをご覧ください。

これらの維持工事に要した費用は1億9,682万2,000円で、負担割合は2分の1となります。

17 ページをご覧ください。

最後に、港湾における漂流物の除去等の工事でございます。これは港湾区域である水域において大型漂流物の除去等を行うものでございます。

18 ページをご覧ください。

漂流物除去等のための工事に要した費用は4,099万4,000円で、負担割合は2分の1でございます。

19 ページをご覧ください。

以上のことから今年度、港湾環境整備負担金徴収予定額は、表の一番下、右から

二つ目に赤く囲んでおります1億1,090万1,000円で、1平方メートル当たりの負担金額は、その右の欄の3円90銭となるものでございます。

港湾環境整備負担金の概要等については以上でございます。

次に、お手元の白い冊子の「港湾環境整備負担金対象工事の指定について（案）」についてご説明させていただきます。

表紙をめくっていただきますと、1ページ目に負担対象工事の指定の趣旨について掲載してございます。

港湾法および名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例に基づき、令和6年度の負担金の徴収対象に指定する港湾工事を定めるものでございます。

2ページ、3ページをご覧ください。

先ほどご説明いたしました負担対象工事の概要等の内容について一覧表にまとめてございます。

4ページをお開きください。こちらには緑地整備箇所図を掲載してございます。

以上をもちまして港湾環境整備負担金対象工事の指定につきまして説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○秀島部会長　ありがとうございました。

ただいま説明のありました本件につきまして、ご質問またはご意見がございましたらどうぞご発言ください。

よろしいでしょうか。

それではご意見ご発言ないようですので、本件につきまして管理者の諮問案を適当と認めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。それでは原案のとおり答申することに決定いたします。

以上をもちまして審議は終了いたしました。

会議の終了に当たり専任副管理者からごあいさつをお願いいたします。

〔専任副管理者あいさつ〕

○鎌田専任副管理者　委員の皆さま方におかれましては、慎重なご審議をいただき深く感謝申し上げます。

審議の過程で委員からご指摘もありました老朽化対策でございますけれども、こ

れは私ども競争力強化の施策とともに非常に重要な施策と考えておりました、双方合わせてしっかり進めていく必要がございます。

ただ財源の問題もございますので、機会を捉えて国にもご支援をお願いしているところでございます。皆様方からの応援もよろしくお願ひしたいと考えております。

今後とも名古屋港の発展のため格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、終わりに当たってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

[部会長閉会あいさつ]

○秀島部会長　ありがとうございました。

会議の終了に当たりまして、私からもごあいさつを申し上げたいと思います。

本日は熱心なご審議を賜り、誠にありがとうございました。

皆さまのご協力によりまして適切な答申ができますことを心から御礼申し上げます。

これをもちまして審議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

○事務局・宮澤調整担当課長

これをもちまして名古屋港審議会専門部会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

会議録署名者 部 会 長 秀 島 栄 三

委 員 池 原 修

委 員 武 藤 正 春